

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年十二月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（基盤地図情報作成）

二 測量の地域 香芝市の一部

三 測量の期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年三月二十二日まで